

熊本市結核予防費補助金交付要綱

制定 平成 8年 4月 1日市長決裁

改正 平成 9年 4月 1日衛生部長決裁

(略)

平成25年 8月29日感染症対策課長決裁

平成27年 3月31日感染症対策課長決裁

平成30年 3月26日感染症対策課長決裁

平成31年 3月 5日感染症対策課長決裁

令和 4年 3月31日市長決裁

令和 5年10月 1日感染症対策課長決裁

令和 6年 9月 1日健康危機管理課長決裁

令和 7年 4月 1日健康危機管理課長決裁

令和 7年11月 1日健康危機管理課長決裁

(趣旨)

第1条 市長は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第60条第1項（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）にかかる補助金について、予算の範囲内において交付するものとし、その交付については、熊本市補助金等交付規則（昭和43年熊本市規則第44号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

2 市長は、感染症法第58条の3に基づき学校又は施設（国、都道府県又は市町村の設置する学校又は施設を除く。）の設置者が支弁する費用のうち、当該学校の学生、生徒若しくは児童又は当該施設に収容されている者（小学校就学の始期に達しない者を除く。）の費用を補助する。

(交付の対象事業)

第2条 この補助金は、感染症法第53条の2第1項に定める事業を交付の対象とする。

(補助所要額の算定方法)

第3条 この補助金の算定額は、別表1の第1欄に定める基準額と、別表1の第2欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して、いずれか少ない方の額に3分の2を乗じた額とする。ただし、算出額に1,000円未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第4条 補助金等の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金等交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、補助金等の交付の対象となる事務又は事業（以下「補助事業」という。）の実施前に市長に提出しなければならない。この場合において、その提出部数は、1部とする。なお、委任状を除き各申請書の押印は不要とする。

(1) 事業計画（別紙1及び別紙2の書式により提出する。）

(2) 予算書抄本

(3) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第5条 市長は、補助金等の交付の申請があったときは、当該申請書の審査及び必要に応じて行う実施調査等により補助金等の交付の決定をするものとする。この場合において、市長は、必要な条件を付することができる。

(交付決定の通知)

第6条 市長は、補助金等の交付の決定をしたときは、その決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を補助金等交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(補助事業の内容等の変更)

第7条 補助金等の交付の決定を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合には遅滞なく補助事業等計画変更申請書（様式第3号）に第4条第1号に掲げる書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、変更の申請においては、補助金等の交付の決定における補助金額を超える額に変更することはできないものとする。

(1) 補助事業等の内容を変更し、申請額（補助所要額）に変更があるとき。

(2) 補助事業等中止し、又は廃止しようとするとき。

2 補助金等の交付の決定を受けた者は、補助事業等が予定の期間内に完了しないとき又は補助事業等の遂行が困難となったときは遅滞なく市長に報告してその指示を受けなければならない。

3 市長は、第1項の申請書の提出があった場合又は前項の報告があった場合には、補助金等交付取消・変更通知書（様式第4号）により交付の決定を取消し又は変更することができる。

（実績報告）

第8条 補助事業者等は、補助事業等が完了したときは、実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 事業実施報告書（別紙3及び別紙4の書式により提出する。）

(2) 決算書抄本

(3) 当該検査に係る実施内訳がわかる領収書の写し

(4) その他市長が必要と認める書類

（補助金等の額の確定）

第9条 市長は、前条の規定により実績報告を受けた場合においては、実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等によりその報告にかかる補助事業等の成果が補助金等の交付の決定内容及びこれに付した条件に適応すると認めたとき又は補助決定額を減額したときは、交付すべき補助金等の額を交付決定通知に基づき確定し、補助金等交付確定通知書（様式第6号）により当該補助事業者等に通知するものとする。

（補助金の請求等）

第10条 請求等については、別紙5によるものとする。

（証拠書類の保管期間）

第11条 証拠書類の保管期間は、5年間とする。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年5月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年6月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年8月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年11月1日から施行する。

別表 1（第 3 条関係）

1 基準額	2 対象経費	3 補助率
X線検査を受けた者の数×感染症予防事業費等国庫負担（補助）金交付要綱の別表 5「健康診断（結核に限る）、管理検診単価表」の間接撮影（100 mmミラーカメラ）の基準単価	補助事業者が行う感染症法第 5 3 条の 2 第 1 項の規定による健康診断のために必要な報酬・賃金・報償費・需用費（消耗品・印刷製本費）・委託料・使用料及び賃借料・備品購入費	2／3

補助金等交付申請書

(申請日) 年 月 日

熊本市長 様

申請者
住 所

名 称

代表者

熊本市結核予防費補助金の申請について

このことについて、次のとおり熊本市補助金を交付されますよう関係書類を添えて申請いたします。

- 1 申請額（補助所要額） 金_____円
- 2 事業計画 (別紙 1、別紙 2 のとおり)
- 3 予算書（見込み書）抄本

問い合わせ先 施設名： 住 所：〒 担当者： 電 話：
--

補助金等交付決定通知書

健危管発第 号
年 月 日

住 所
名 称
代表者名

様

熊本市長

補助金等交付決定について

年 月 日付で交付申請のあった結核予防費補助金について、熊本市補助金交付規則第5条の規定により下記のとおり交付決定したので通知します。

記

1. 補助事業の名称

年度熊本市結核予防費補助事業

2. 補助事業費の目的及び対象となる事業

私立学校又は、施設の長が行う結核の定期健康診断

3. 補助金額は、次のとおりとする。

補助金額 _____ 円

4. 補助金は、事業終了後、確定された金額を請求により交付する。

請求の際には、本書の写しを添付すること。

5. 交付の条件は、次のとおりとする。

- ① 補助事業の内容を変更し、申請額（補助所要額）に変更がある時は、市長の承認を受けなければならない。なお変更の申請において、当決定補助金額を超えて申請があった場合この補助金額を超えた額は支払わないものとする。
- ② 補助事業等を中止し、又は、廃止しようとする時は、市長の承認を受けなければならない。
- ③ 補助事業等が予定の期間内に完了しない時又は、補助事業の遂行が困難となった時は、遅滞なく市長に報告して、その指示を受けなければならない。
- ④ 補助事業終了後、実績報告書及び決算書並びに領収書を添えて市長に提出しなければならない。

6. 補助条件に違反した時、又は、不正行為がなされた時、その他市長が補助を不相当と認めた時は、補助を取消し、若しくは補助決定額を減じ、既に交付されたものについては、返還を命ずることがある。

7. 監査委員が必要と認めた時は、地方自治法第199条第7項の規定により監査をする事がある。

8. 市長が必要と認めた時は、地方自治法第221条第2項の規定により、その状況を調査し、又は、報告を徴する事がある。

様式第3号（第7条関係）

補助事業等計画変更申請書

年 月 日

熊本市長 様

住 所

名 称

代表者

補助事業等の計画変更申請について

年 月 日付け健危管発第 号で補助金等交付決定通知のあった 年度事業については、下記のとおり計画変更したのでご承認願います。

記

- 1 計画変更の内容
- 2 計画変更の理由
- 3 添付書類 補助金等交付決定通知
- 4 その他

補助金等交付取消・変更通知書

健危管発第 号
年 月 日

住 所
名 称
代表者名 様

熊本市長

補助金等の交付取消・変更について

年 月 日付け健危管発第 号で通知した 年度熊本市結核予防費補助事業に対する補助金
については、熊本市補助金交付規則第7条の規定により次のとおり取消・変更したので通知します。

記

- 1 補助金額
- 円
- 2 取消・変更の理由

年 月 日

熊本市長 様

申請者
住 所

名 称

代表者

熊本市結核予防費補助金実績報告について

このことについて、次のとおり実績報告いたします。

- 1 精算額 金 _____ 円
- 2 事業実績書 (別紙3、別紙4のとおり)
- 3 決算書抄本

補助金等交付確定通知書

健危管発第 号
年 月 日

住 所
名 称
代表者名 様

熊本市長

補助金等の交付について

年 月 日付け健危管発第 号で通知した 年度熊本市結核予防費補助金については、
熊本市補助金等交付規則第10条の規定により確定したので下記のとおり通知します。

記

補 助 金 額 円

別紙 1 (第4条関係)

年度結核予防費市補助金計画書

施設名または学校名[]

総事業費	基準額 (A)	対象経費の実支出額より寄附金その他の収入額を控除した額 (B)	補助基本額 (A)、(B) のいずれか少ない額 (C)	補助所要額 (C) × 2 / 3 (D)	備考

- (注) (1) 総事業費は結核健康診断の予算額とする。
 (2) 基準額 (A) は別表の1基準額とする。
 (3) 補助所要額 (D) は、1,000 円未満切捨てとする。

別紙 2 (第4条関係)

結核健康診断費内訳

施設名または学校名[]

項 目	* 予定人員 (人)	支出予定額 (円)	基 準 額 (円)	
			単 価	単価×予定人員
X線検査				

*施設にあっては、対象予定人員は今年度 65 才以上になる者を対象とし、学校にあっては、対象予定人員は入学初年度の者を対象とする。

別紙 3 (第8条関係)

年度結核予防費市補助金精算額内訳書及び実績書

施設名または学校名[]

総事業費	基準額 (A)	対象経費の実支出額より寄附金その他の収入額を控除した額 (B)	補助基本額 (A)、(B)のいずれか少ない額 (C)	補助所要額 (C) × 2 / 3 (D)	市補助金決定額	備考

- (注) (1) 総事業費は結核健康診断の予算額とする。
 (2) 基準額 (A) は別表の1 基準額とする。
 (3) 補助所要額 (D) 及び市補助金決定額は、1,000 円未満切捨てとする。

別紙 4 (第8条関係)

結核健康診断実績

施設名または学校名[]

実施した医療機関の名称 ()				
項 目	*実施人員 (人)	支出済額 (円)	基 準 額 (円)	
			単 価	単価×実施人員
X線検査				

*施設にあっては、対象実施人員は今年度 65 才以上になる者を対象とし、学校にあっては、対象実施人員は入学初年度の者を対象とする。

熊本市結核予防費補助金に係る
請求委任及び口座振込支払依頼書

熊本市長 様

熊本市結核予防費補助金の請求に関する一切の権限を熊本市健康危機管理課長に委任します。

また、本件補助金の支払いについては、下記の口座名義人の金融機関預金口座に振込にて行われますよう依頼します。

記

【振込先】

金融機関名	(金融機関番号)							
支店名	(支店番号)							
種別	普通・当座	口座番号						
口座名義 (カタカナ)								

年 月 日

申請者

住 所

名 称

代表者

委 任 状

年 月 日

熊本市長 様

委任者

住 所

名 称

代表者

印

熊本市結核予防費補助金の受領に関する一切の権限を下記の者に委任します。

記

受任者

住 所

名 称

代表者

※ 受領に関する権限を委任する場合にこの委任状を添付して下さい。

年度 結核予防費予算書（抄本）

<歳入>

項目	予算額	備考
熊本市結核予防費補助金		
負担金		
計		

<歳出>

項目	予算額	備考
健康診断料（委託等）		
計		

この抄本は原本と相違ないことを証明する

年 月 日

年度 結核予防費決算書（抄本）

<歳入>

項目	決算額	備考
熊本市結核予防費補助金		
負担金		
計		

<歳出>

項目	決算額	備考
健康診断料（委託等）		
計		

この抄本は原本と相違ないことを証明する

年 月 日